

行においてはそのような取り決めが存在していない。二つ目は、中央銀行の出口戦略の有無である。コロナ危機のピークが過ぎたことに合わせて、企業金融支援を終了し始めた米英の中央銀行に対し、日本銀行では支援策の延長が続いている。以上のことから同論文は、日本銀行の財務悪化に歯止めがかからず、同銀行の財務問題が深刻化するリスクに警鐘を鳴らしている。

日本銀行の財務問題リスクへの対応として、同論文は、①政府は、東日本大震災時の復興特別所

得税・復興特別法人税を参考にして、コロナ対策費の財源を確保すること、②日本銀行は、コロナ危機収束に合わせて資産規模の縮小に着手すること、③政府は、日本銀行への資本注入の枠組みを整備することを提言している。同論文が指摘するように、日本銀行の財務問題の悪化は、我が国の通貨円の信認低下につながる危険性がある。したがって日本銀行と政府は、米英の中央銀行の事例を参考にしつつ、コロナ危機後に向けた政策を早急に策定する必要があるといえよう。

【Reference Review 67-3 号の研究動向・全分野から】

アメリカの競争政策—GAFA 規制—

国際学部教授 宮田 由紀夫

2021年1月にアメリカで民主党バイデン政権が誕生した。バイデン政権の経済政策については、『経済』（2021年8月号）が「バイデン政権とアメリカ資本主義」を特集しているので参考にしてほしい。本稿ではその中でも反トラスト政策（独占禁止政策）、とくに巨大企業 GAFA（Google-Apple-Facebook-Amazon）への規制の議論を紹介したい。

一般に反トラスト政策では民主党は大企業に厳しく、共和党は企業活動の規制に反対する。リサ・フェランとジョセフ・フォリオ III の「バイデン政権における反トラスト法政策」（『公正取引』2021年8月号）によれば、やはりバイデン政権は反トラスト政策を強化すると考えられる。バイデン政権は GAFA 規制だけでなく、垂直合併（売手と買手の関係にあった企業間の合併。共和党はほとんど問題にしない）にも厳しくなるであろうし、大手製薬会社の合併も認められにくくなると考えられる。

上述の『経済』の特集における水野里香の「巨大デジタル資本の支配と規制」は、アメリカにおいて巨大企業規制は行われてきたが GAFA は性格が異なると指摘する。GAFA は自社の提供するサービスを通じて膨大な個人情報（ビッグデータ）を収集し、それを他の目的に活かして利益を得る。

GAFA は同業他社や取引相手の利益を不当に損ねるが、消費者には無料でサービスを提供し損害を与えていない。従前の独占企業は少なく作って高く売って消費者の利益を損ねていたため批判されたのだが、GAFA はそうではないのである。一方、ビッグデータを持つことは個人のプライバシーの侵害につながる懸念もあり GAFA は市場だけでなく社会に対しても支配力を持つ恐れがある。さらに、デジタルビジネスでは利用者がいる国へ収益に見合った納税をしていないことも問題である。

土佐和生の「米国における GAFA 規制」（『公正取引』2021年8月号）は GAFA 規制には3つの考え方があり、と指摘する。第1は保守派で、市場集中は一過的（既存の巨大企業が新しい巨大企業によって取って代わられる）なので反トラスト政策を強化する必要はないと考える。第2は漸進派で、反トラスト政策の目的は社会的厚生を増大であるとするので、この枠組みで政策の強化・改善を行うべきと主張する。ここでいう「社会」を「消費者」に限定するか、「生産者と消費者」とするかには議論が分かるとも土佐は指摘している。第3が新ブランドイズ学派である。消費者への影響の視点では無料サービスを提供している GAFA

を規制できないので、競争企業・取引相手・労働者など社会全体の利害関係者の利益を考えるべきだとして、GAFA への強い規制を主張する。土佐によれば、実際 2018 年の中間選挙で民主党が下院で多数派になったので議会では GAFA への規制の議論が活発になり、共和党議員からも賛同が集まっている。企業寄りのトランプ政権でさえ 2020 年 10 月に司法省が Google を、12 月には連邦取引委員会が Facebook をそれぞれ提訴している。2021 年の議会でも引き続き超党派で GAFA 規制法案を求める動きがある。

消費者保護に関係するが、1914 年の連邦取引委員会法は不公正な競争方法を禁止している。欺瞞的な商取引（虚偽・誇大広告）でその企業が売り上げを伸ばし、同業他社が損失を被ることを禁止した。しかし、1938 年の同法改正で虚偽広告で消費者が損失を受ける場合も規制対象とした。したがって、連邦取引委員会には消費者保護の責務がある。消費者保護の経済学は心理学も取り込む必要があり必ずしも確立されているわけではないが、同委員会はその発展に取り組んでいる。とくにオンライン取引は実物を見ずに商取引が行われ

るので虚偽広告の問題は重要になる。これらの点を分析したのが高橋真也の「米国連邦取引委員会（FTC）経済局の消費者保護の役割」（『国民生活研究』第 61 巻、第 1 号、2021 年）である。

GAFA に対する批判の中に、GAFA が有望な技術を持つスタートアップ企業を買収してしまい、将来のライバルにならないよう芽を摘んでいることがあげられる。泉克幸の「欧米におけるスタートアップの反競争的買収に対する規律の現況」（『公正取引』2021 年 6 月号）によれば、2014 年の Facebook による Instagram や WhatsApp の買収はその時点では認められたのだが、2020 年に FTC が改めて提訴した。また、GAFA ではないがデビット決済を支配している Visa による Plaid の買収は司法省からの提訴を受け、取り止めになったことも紹介されている。

好青年だった人物が権力者になると性格が変わるように、GAFA もスタートアップ企業だったが、巨大企業になると市場支配力を維持することに腐心するようになった。GAFA 規制は世界的な問題である。注視する必要がある。

【Reference Review 67-3 号の研究動向・全分野から】

コロナ禍下の労働市場のデータ分析

経済学部教授 高林 喜久生

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が猛威をふるいはじめて、すでに 2 年が経過するがいまだ終息には程遠い。当初はその影響について、断片的でミクロ的な情報が中心であったが、時間が経過するにつれ、比較的長期のマクロデータが入手できるようになり、様々なデータ分析が行われるようになってきている。今回は、そのうち猛威の矢面に立った家計の労働者としての側面に着目したデータ分析をいくつか取り上げよう。

宇南山卓「コロナ禍における家計の経済状況」（『日経研月報』、日本経済研究所、2021 年 8 月）は、家計の経済活動は大きく 3 つの側面、すなわ

ち、第 1 に労働者としての、第 2 に資本家としての、第 3 に消費者としての活動からなるが、このうち、コロナ禍が家計に与えた影響のうち最も深刻と考えられるのが労働者としての活動であると指摘する。就業者数は、コロナ以前の 2019 年と比べて最初の緊急事態宣言下にあった 2020 年では約 80 万人と、1%ほど減少しているが、2020 年第 2 半期の GDP は 8%も低下しており、この整合的でない事実就業者のうちの「休業者」の増加で説明できると分析する。休業者とは、「就業者のうち、実際には仕事をしていなくても給料の支払いを受けていたり、事業は継続している者」のことであ